

令和2年第1回

# 秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

**令和2年第1回  
秋川流域斎場組合議会定例会会議録**

令和2年2月19日(水)、令和2年第1回秋川流域斎場組合議会定例会は、ひので斎場会議室に招集された。

1. 出席議員(11名)

1番	辻 よし子	8番	折田 眞知子
2番	中村 一広	9番	濱中 直樹
3番	たばた あずみ	10番	清水 満男
5番	村野 栄一	12番	伊藤 英人
6番	中嶋 博幸	13番	澤本 幹男
7番	加藤 光徳		

2. 欠席議員(1名)

11番	峰岸 茂
-----	------

3. 会議録署名議員

1番	辻 よし子	2番	中村 一広
----	-------	----	-------

4. 出席説明員

管理者	橋本 聖二	担当課長	坂井 岳
副管理者	村木 英幸	担当課長	内倉 厚
副管理者	坂本 義次	担当課長	久保嶋 光浩
副管理者	河村 文夫	担当課長	坂村 孝成

5. 事務局職員

事務局長	鈴木 忠彦	係長	峯尾 元久
主任	青木 哲次	主任	伊藤 勝巳

令和2年第1回  
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 令和2年2月19日(水) 午前10時00分開議  
場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
日程第 5	議案第2号	秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 6	議案第3号	秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第4号	令和2年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について
日程第 8	議案第5号	令和2年度秋川流域斎場組合会計予算について
日程第 9	議案第6号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

## 議事案件

### 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	議案第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 5	議案第 2 号	秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 6	議案第 3 号	秋川流域斎場組合職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 4 号	令和 2 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について
日程第 8	議案第 5 号	令和 2 年度秋川流域斎場組合会計予算について
日程第 9	議案第 6 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤光徳議員） では皆さん、改めておはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、斎場組合定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、先般、奥多摩町におかれましては、町議会選挙が執行され、伊藤英人議員、澤本幹夫議員が議席を得られ当組合議員に選出されました。誠にめでとうございます。

それではここで、伊藤議員、澤本議員に自己紹介をお願いしたいと思います。

○議員（伊藤英人議員） 奥多摩町の伊藤英人といいます。よろしくお願いいたします。

○議員（澤本幹夫議員） 澤本幹夫と申します。引き続き組合のメンバーとして頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） よろしく申し上げます。大変ありがとうございました。

会議に入る前に、皆様をお願いいたします。

本日の質疑につきましては、各議案とも一括より行い、質疑の回数は組合議会会議規則により、同一議題については 3 回を超えないようお願いいたします。また、質疑及び答弁は簡潔明瞭をお願いするとともに、質疑の前に予算書、資料等の質問する箇所のページと件名を述べてください。円滑な進行ができますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、檜原の峰岸議員につきましては、欠席届が提出されておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより、令和 2 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規程により、議長において

1番 辻よし子議員

2番 中村一広議員、

を今会期中、指名いたします。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程3「諸般の報告」をいたします。

管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） おはようございませぬ。

ただいま、議長のご指名をいただきましたので、ご挨拶かたがた、諸般の報告をさせていただきます。

本日は、令和2年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜わり、開会できますことを心から御礼を申し上げる次第でございませぬ。

ただいまご紹介がございましたが、奥多摩町におかれましては、先般の町議会議員選挙により、当選の栄を果たされました伊藤議員、澤本議員には、改めて心からお喜びを申し上げる次第でございませぬ。

議員の皆様方におかれましては、今後とも本組合の運営に対して、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございませぬ。

それでは、諸般の報告を申し上げたいと存じます。

まず、昨年4月から本年1月までの施設利用状況でございませぬが、火葬は全体で1,198件、前年同時期との比較では29件の増でございませぬ。式場は全体で388件、前年同時期との比較では4件の増でございませぬ。

全体に対する組合内の利用割合は、火葬が1,119件で93.4%、式場は369件で95.1%でございませぬ。

以上が現在までの利用状況でございます。

次に、本年度に実施した主な事業でございますが、斎場施設へ電気を供給するための高圧受変電設備の改修工事をはじめ、予定しておりました設備等の更新も順調に施工し、いずれも工期限内に完了する予定であり、併せて、前回の定例会におきまして予算補正の承認をいただきましたので、火葬棟2階の待合室、3室全てを今月中に椅子・テーブル席に変更できるものとしております。

また、当斎場も令和2年度には供用開始後20年目を迎えることから、長期修繕計画の見直しを行い、供用開始後40年目となる令和22年度までの修繕計画を策定したものでございます。本日、参考資料としてお示しをさせていただきましたが、この計画は今後の財政運営にも係ることから、計画にあわせて今後の歳入・歳出の概算予算や基金の状況につきましても想定をしてみたものでございます。

今後も斎場組合の運営にあたりましては、施設の機能を止めることのないよう、計画的に施設の改修や設備の更新を図り、多くの皆様に安心してご利用いただくことを第一に、誠意をもって努めてまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶かたがた、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） ありがとうございます。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第4 議案第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与について、東京都の人事委員会勧告及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえて、改正を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、勤勉手当の年間支給月数を0.05月引上げるもので、期末手当と勤勉手当の合算月数を現行の4.6月から4.65月とするものでございます。なお、引上げる0.05月分につきましては、令和元年度は12月に支給する勤勉手当に加算し、令和2年度以降は0.05月を等分し、6月と12月の勤勉手当にそれぞれ0.025月を加算することといたします。

また、成年被後見人等の人権が尊重され、不当な差別がされないよう、地方公務員法におきまして、欠格条項の削除等の改正がなされたことから、本条例においても改正を行ったものがございます。

秋川流域斎場組合の職員に係る給与制度等につきましては、従来より日の出町に準拠してまいりました。今回、日の出町が東京都人事委員会勧告及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に沿って改正を行ったため、当組合におきましても同様の改正を行ったものがございます。

なお、第2条の改正の施行日は、令和2年4月1日となっておりますが、第1条は特別給の暫定期間に関する規定、第2条は令和2年度以降の特別給の本則に関する規定であり、一連の改定に係わる事項であることから、一括での改正をしようとしたものがございます。

また、一時金の基準日が12月1日となっており、基準日以前の条例改正が必要であることと、併せて成年被後見人関係の改正に係る施行期日が12月14日とされていたことから、専決処分とさせていただいたものがございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第5 議案第2号「秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

澤本幹夫議員に申し上げます。本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、澤本議員については退場を求めます。

（澤本幹夫議員 退場）

○議長（加藤光徳議員） これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第2号 秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合監査委員のうち、議員選出の監査委員でございました小峰陽一議員の任期が満了したことに伴い、後任として澤本幹夫議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を賜わりたく提案を申し上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意をお願いして提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） なお、本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案の質疑、討論は省略したいと思います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

ここで澤本議員の入場を求めます。

（澤本幹夫議員 入場）

○議長（加藤光徳議員） ここで、ただいま監査委員に同意されました澤本幹夫議員に一言ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（澤本幹夫委員） ただいま監査委員に任命されました澤本と申します。引き続き、組合のために、また頑張りたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（加藤光徳議員） 大変ありがとうございました。よろしく申し上げます。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第6 議案第3号「秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第3号 秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員においても超過勤務時間の上限等に関する措置が求められていることから、超過勤務



時間の上限を定め、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、条例を改正するものでございます。

本条例改正につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は規則で定めることとし、規則における主な改正点につきましては、説明資料のとおり、原則として超過勤務時間の上限を1ヶ月について45時間、かつ1年度について360時間の範囲内とするものでございます。

本件につきましても、斎場組合職員の給与制度等に係るもので、日の出町に準拠する必要がございますので、本条例を改正するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） それでは2点ほど質問させていただきます。

この条例改正、詳しいことは規則にということで資料として規則の内容をいただいております。この説明資料を見ますと、主な改正内容と書いてあるので、ここに書いてないもので多分入っているのではないかなと思うんですけども、次のことが入っているかどうかを教えてください。

1つは、月45時間を超える超過勤務は6ヶ月までということも入っているかどうかということが1つです。

もう1つは、この適用除外なんですけれども、災害等があったときにはこの適用がはずれるということはよくわかるんですけども、例えばあきる野市の場合には、その後に、たとえその超過勤務を超えた勤務になったとしても、健康の確保に最大限の配慮をすること。それから、6月以内に超過勤務に至った要因、そういったものを整理し分析、検証するということが一応規則に入っているんです。それも入っているのではないかなと思うんですけども確認させていただきます。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木忠彦局長） 超過勤務の最大でございます。先ほど主なものということで1ヶ月に45時間、年間で360時間ということで管理者のほうから説明をさせていただきましたが、例えば、説明書にもあるように、他律的な業務の比重の高い職場に対しては、1ヶ月につき100時間未満、1年につき720時間、これも2ヶ月から6ヶ月の平均で80時間というようなことで説明してございます。これ辻議員おっしゃるとおり、これを超えるような場合には各職場に原因を明らかにしてもらって、健康管理についても委員がおっしゃるようにそれなりの指導をしていくというようなことを書いてございます。

それから、震災の後、これを適用しない場合であっても、やはり健康管理が優先でございますので、その辺の指導もこの人事委員会のほうで出されているとおりにさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） 辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 質問の2つ目の点については今のご回答で納得いたしました。1点目の、月45時間を超える月が6ヶ月を超えてはならないということも入っているかどうか、ということをお教えください。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木忠彦局長） そのとおり入っております。

○1番（辻よし子議員） 結構です。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第7 議案第4号「令和2年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第4号 令和2年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和2年度の組織市町村の負担金の額を定めるものでございます。総額は1億6000万円で、前年度と同額でございます。

算出は、令和元年10月1日現在の住民基本台帳人数、平成30年度の利用実績数値及び400万円の均等割をもとに算出しております。

各市町村の負担金額及び総額に対する割合は、あきる野市が1億450万円2千円で、負担率65.31%、日の出町が3046万3千円で負担率19.04%、檜原村が971万5千円で負担率

6.07%、奥多摩町が1532万円で負担率9.58%。

前年度対比では、あきる野市が145万2千円、0.91%の増、日の出町が163万1千円、1.02%の減、檜原村が112万6千円で0.70%の増、奥多摩町が94万7千円、0.59%の減となっております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第8 議案第5号「令和2年度秋川流域斎場組合会計予算について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第5号 令和2年度秋川流域斎場組合会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和2年度秋川流域斎場組合会計予算、歳入歳出予算の総額を2億2160万4千円とさせていただくものでございます。前年度と比較いたしますと、48万4千円の減額で、率にして0.2%の減となっております。

主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入につきましては、先ほど可決をいただきました組織市町村負担金を前年度と同額の1億6000万円としております。

斎場使用料につきましては、火葬場使用料を50万円増額し、1750万円とし、式場使用料は、100万円減額し、4200万円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額としております。

次に、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

議会費につきましては、前年度と同額の 80 万 8 千円といたしました。

総務費につきましては、6280 万 3 千円で、前年度に対し 572 万 2 千円の増額とさせていただきます。

総務費の主な増額の内容でございますが、借入金の償還が本年度末に 1 件終了し減額となることから、建物設備整備基金積立金に 590 万円を増額し 1590 万円としたものでございます。

衛生費につきましては、1 億 2736 万 8 千円で、前年度に対し 1043 万 7 千円の増額となっております。

主な内容でございますが、まず、需用費につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費、修繕費などでございますが、前年度と同額といたしました。

委託料につきましては、例年同様の法定点検や継続的な業務経費となっておりますが、前年度に実施した長期修繕計画作成委託が皆無となったことなど委託料全体では 87 万 3 千円の減額となっております。

使用料及び賃借料は、前年度と同様の除雪機、AED、防犯カメラのリース料となっております。

工事請負費につきましては、3020 万 1 千円で、前年度に対し 1157 万 9 千円の増額となっております。

予定する主な工事でございますが、経年劣化により火葬棟の冷暖房効率の低下が見られることから、令和 4 年度以降に更新を予定していた吸収冷温水発生器の更新工事、1463 万円をはじめ、火葬棟待合室の冷暖房機器に係るカセット型ファンコイルの更新工事 510 万 7 千円を前倒しして更新を予定するなど、前年度と同様に設備の改修工事費を中心に計上させていただきました。

公債費につきましては、平成 30 年度で 1 件、令和元年度にも 1 件の借入金の償還が終了することから、償還額が元金、利子の合計で 2962 万 5 千円となり、前年度に対し 1664 万 3 千円の減額となったものでございます。

予備費につきましては、前年度と同額の 100 万円とさせていただきます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1 番、辻よし子議員。

○1 番（辻よし子議員） それでは何点か質問させていただきます。

予算書の 7 ページ、8 ページになります。第 2 款総務費、01 総務管理費、01 一般管理費の説明欄のところは何点かあります。1 の一般管理費のすぐ下の監査委員報酬ですけれども、こ

れ額少ないんですけれども、本年度と比べて2倍近くになっています。この理由を教えてください。

それからその下の23例規集等追録料40万円というのがあります。これ質問ではないですが、今年までは例規集、等が入っていなかったんですね。それを改善してくださいということで、今回改善されてそれはよかったと思います。ありがとうございました。

それから、下のほうにあって39特別職管理経費、それから40の一般職人事管理経費ですけども、この特別職給料71万6千円、これ去年と比べると倍ぐらいになっているんですね。それから一般職給料、これも昨年が1860万ぐらいですから、やっぱり倍ぐらいになっていると。それから一般職職員手当1379万2千円、これも少し上がっています。

何でこんなに上がっているのかなと不思議に思って、よくよく予算書を見てみますと、真ん中の節のところを見てください。節のところ、1が報酬、2が給料となっています。この給料というのは、説明欄の39の特別職管理経費の特別職給料と、それから40の一般職人事管理経費の一般職給料、これを合わせたものでなければいけないんじゃないかと思うんです。それが全然額が違うんですね。それで、一般管理費の今年度の6280万3千円、これはこの節を合計したもので合うんです。ということは説明欄の額が間違っているのかなとちょっと思いまして、私の何か大いなる勘違いなのか教えてください。

それからもう1つの質問です。9ページ、10ページになります。第3款衛生費、1の保健衛生費の斎場費、この説明欄の斎場管理経費の真ん中辺の、これいつも質問していることですが火葬炉残骨灰処理委託料の1千円です。これについては繰り返し質問しているんですけれども、何か検討して新たな方向性が見えてきているのかどうか、その点を質問いたします。以上です。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木忠彦局長） それでは、辻議員のご質問でございますが、まず、監査委員の報酬でございます。監査委員の報酬ですが、予算科目の総務費の総務管理費の節のほう、報酬3万円がそのまま3万円ということになるはずでございますが、5万9千円は申し訳ございません、誤植でございます。ここは3万円ということになります。申し訳ございません。

それから、例規集のところはこれでよろしいですかね。

次に、先に残骨灰のほうを申し上げさせていただきます。前回、辻議員さんからいろいろ質問をいただきましたけれども、今回、前回に説明した国のほうから調査、国のほうでは141自治体に調査をして96自治体からの回答をいただいていますということでございました。調査の結果、残骨灰に含まれる有価物を何らかの方法により売却している自治体も全国には幾つかあるようでございます。

近隣の斎場の状況を調べてみますと、当斎場と契約の方法も含め概ね同じような状況であり、やはり売却はしていない。住民感情を考えると売却はできないというような状況で、今も変わってない状況でございます。近隣も含めて状況は随時、確認はしてございます。やはり近隣も含めて変わってない。前回お答えしたように、近隣の状況も踏まえて今後、慎重に考えていきたいということでもあります。

それから、特に進んでいるということではないのですが、いろいろ、その後、ネットのほうでもこの調査の後に少しふれているようでございまして、残骨灰に含まれる有価物については全国で売却している自治体があることは認識しております。また、多くの自治体では遺族の感情など非常にデリケートな部分もあることから、売却しないところもあることも認識しているところでございます。もう少し全国の自治体で売却することが一般的になり、近隣自治体も含めて契約方法や売却価格などの比較も容易に妥当性も判断できるようになれば、進めていくこともできるのかなと考えております。

いずれにしても、国の指針等を出していただければ、残骨灰の搬出者も、処理業者も、ある程度統一的な処理をすることとなると思いますので、そうしていただくと当斎場のような小規模なところでもすすめやすいと思っておりますが、国も調査はしたものの、参考にさせていただければと言うだけで、この件に関しては指針等を出すようなことは今のところないようでございます。そんなことでございますので、近隣の状態も、連絡を取り合いながら今後進むことがあれば一緒に考えていきたいと考えております。

一般職の給料については1863万2千円ということございまして、これも申し訳ございません、誤植ということでございます。

特別職の給料につきましては71万6千円ということで、一般職の給料が申し訳ございませんでした1824万4千円ということになるかと思えます。手当については少し上がっておりますが、この分については、今回、職員1人退職が予定されているものですから、ここについては扶養がない職員が異動して、それから通常、扶養2人ぐらいの、入る予定で少しその部分を上げているというような状況でございます。誤植については大変申し訳ございませんでした。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 誤植というので済まされることなのかなと今考えております。この一般職が1824万4千円というお答えだったんですけども、その下の一般職職員手当1379万2千円、これも、12ページを見てください。一般職の本年度のところの職員手当1379万3千円、1千円の違いですけども、ちょっとこれ何で1千円違うのかなと不思議に思ったわけです。1379万3千円とこちらに載っていて、予算のほうは1379万2千円になっていると。その

上を見ますと、職員の給料 1860 万ですよね。今、1824 万 4 千円というふうにおっしゃって、じゃあこれとの整合性はどうかかなということですよ。

○議長（加藤光徳議員） ではここで暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○議長（加藤光徳議員） 引き続き、会議を再開いたします。

○事務局長（鈴木忠彦局長） 大変お恥ずかしい話で申し訳ございませんでした。

基本的には、この節の金額はこの金額で間違いございません。一般職の給料のほうが 1860 万円、特別職が 36 万円。そこはこの金額となります。

12 ページの内訳のほうになります。1 千円単位で出しておりますので、切り上げ、切り捨ての問題がございまして、職員手当の内訳なんです。期末手当が 859 万 6 千円になっていまして、これ切り上げてしまっているの切り捨てて 859 万 5 千円ということで合計が 1379 万 2 千円ということになるかと思っております。

共済費ですが、共済費全体では節の金額 653 万円となるのですが、こちら内訳のほうと違っていただいております。申し訳ございません。

いずれにしても、この節の金額、予算総額については、この金額で間違いございません。この説明欄のところの金額が誤植がございましたので、この辺は誠に申し訳ないのですが、この辺を差し替えさせてもらって、後日またお送りさせていただくような形でさせていただければと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（加藤光徳議員） 辻議員。

○1 番（辻よし子議員） 後日送ってもらうって、きょうの審議は一体どうなるんでしょうかということですよ。結局、節のところはあっているけれども、説明欄が間違っていたという説明じゃとても済まされるはずはないですよ。

私たち議員は、まずこの説明欄のところの額で去年と比べるわけですよ。どこが上がって、どこが下がっていて、なんで上がるのかなとか考えるわけですよ。それがこんな間違いされて、私がすごい勘違いしているのかと、今日はっきり言って不安だったんですね、発言するのが。こんな間違いあるはずないだろうと思えました。だけど実際間違っていたということ。結局、一般職手当が 1379 万 2 千円なのか、1379 万 3 千円なのか、それまだお答えないですよ。そうなったときの人件費との整合性がどうなるのか、それもお答えがないと。そんなんで、とてもじゃないですけど予算は通せるはずはないと私は思います。

それから焼却灰の件ですけども、これも、周りを見て、周りが動かないから動きようがないというようなお返事に聞こえました。前回は申し上げましたけれども、1 千円入札という形

を続けていることを、続けていていいのかということです。議会でさんざん問題にされていたのに、結局それを、周りがそうだからそうしていましたが、ということで説明がつくのかどうかということですよ。

何で1千円入札が私おかしいかというと、これ結局、住民の方々に対して誠実じゃないということなんですよ。何で1千円で安いかというと、残骨灰の金属類を売っているからです、業者が。結局、直接売っているのと同じことをしているわけです、1千円入札ということは。それがおかしいと言っているわけです。それをずっと続けるのかということです。

残骨灰というのは、その斎場の所有物になるというふうに国が法律で言っていますので、その上でもう遺族の方には返すことができないと。だけれども実は金属類が入っていると、これは斎場をこれからもずっと運営していくための資金として使わせてくださいと、そういうふうな説明をすればいいんじゃないですか。それを1千円入札ということですよ。ずっと続けるというのは、私は間違っていると思います。これ、業者がもしかしたらもっと儲けているかもしれません。それもわからなくなっちゃうということです。それを何回聞いても周りがどうだから、国からのあれがないからということでいいのかどうかということですね。

○議長（加藤光徳議員） 管理者。

○管理者（橋本聖二町長） 課題となっております残骨灰、この件ですけれども、担当事務局長の説明させていただいたとおりですけれども、この近辺ではほとんど科目存知ということで対応させていただいているということは、やはり遺族の方々の心情を察したときに、量が大きな自治体のところに行けば確かに量的に該当する金額も出てくるのかなと、そう思うんですけれども、何せ、まだまだそこまで達してないというところに当斎場組合もあるということで、いずれは、そういうひとつの環境になった時点で今後も私はこの検討を進めさせていただければと、そんなふうに思っている次第でございます。

ですから、この周辺の状況をよく調査した中で、前にもそういうお話もさせていただいているわけですけれども、まだそこまでの時点で達してないということでございますので、あらかじめお含みをいただければありがたいと、そんなふうに思っております。全然やらないというわけじゃなくて、そういう環境が整ってきた時点で、予算措置として、どのくらいの量になるかこれはわかりませんが、対応していきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（加藤光徳議員） 今、事務局から説明があったとおりに、総額的には間違っていないけれども説明欄で間違っているということなので、これについて承認を受けるためには管理者である提案者のほうからご了解をいただいて、それで採決をするという形をとるしかないと思いますが、よろしいですか。では、意見を言ってください。



どうぞ、たばたあずみ議員。

○3番(たばたあずみ議員) 先に残骨灰のことをちょっと、私も気になるので。ここの額もそれほどではないじゃないかというお話なんですけれども、結局、調べられてないわけですよ。ただ1千円で入札しちゃっているという状況がずっと続いているというふうに伺っていますので、それが一体どれぐらいの価値になっているのか調べた上で、1千円で妥当だと言うならまだわかるんですけれども、調べもしないでということは、結局、その遺族の方たちから斎場のものというふうに託していただいたと理解するのであれば、それを法外に安い値段でおろしてしまっているとすれば、それはむしろ遺族感情に反するものじゃないかなというふうに思います。

ぜひ、まず調べてみないというふうに考えていただいて、ほかがやってからじゃなくて、その上で、やっぱりとてももっと価値があるものだったということであれば、ここの組合から動き始めたって構わないじゃないかなというふうに思います。それは遺族感情に反することではなくて、むしろ向き合うことになるのではないかと思います。それが1つ。

それと、総額合っていますという話なんですけれども、一番最初に修正と言ったときにも全然違う額で修正されていますし、本当にこれ、どこまで信用していいのか残念ながら。私たちもこれでいいと思ったんですといふうには言えないかなと思っていますので、これ改めてということになるのではないかと思います。

○議長(加藤光徳議員) ほかにこの件について、ご意見ありますか。

では、改めてということと、それから、このことについて承認できるかどうかということの話になりますけれど。はい、管理者。

○管理者(橋本聖二町長) 本当に不手際で、議員各位には大変ご迷惑をかけた次第でございます。総額には数字が訂正することなく合うんですけれど、今申し上げたとおり、説明欄のところちょっと数字が入り組んだような形で繰り上げさせていただいて、その分が正数に変わってきているところもあるし、いろいろご不満なところもあろうと思うんですけれども、できればご承認をいただいて、その後、説明欄のところを、ただいま事務局長が申し上げたような数字で訂正させていただいて、ご了解いただければ大変ありがたく思っているんですけれども、本当に長い時間費やして大変申し訳なく思っております。私も監督不行き届きの中でご迷惑をかけたことについてはお詫びを申し上げる次第でございます。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長(加藤光徳議員) 今、管理者からそういう提案がございました。これについてはどうですか。採決に入る前に意見を。1番、辻よし子議員。

○1番(辻よし子議員) そういう段取りで採決するということ自体、議会として許されないん

じゃないですか。資料が間違っていて、正しい資料が手元にないのにこれを採決するということは、議会のやり方としては、私は間違っていると思います。このままの形で出して、否決されてもう一回出し直すというならまだあれですけど、それもちょっとおかしいですよ。ですから、これは今回は提案できないという形になるというか、再提案という形にさせていただかないんじゃないかと私は思います。

○議長（加藤光徳議員） どうしますか。

○管理者（橋本聖二町長） 1人の意見というものを尊重しなくちゃいけないとは思いますが、全体の皆さん方のご意見というものを。

○議員（村野栄一議員） これ、さすがに難しいと思います。

○議長（加藤光徳議員） ですから今、意見を求めています。

○議員（村野栄一議員） ほぼ、同意見なので。

○議員（たばたあずみ議員） 私もこれでやるべきではないと今申し上げましたし、後ろからも異議なしという声も出ているし。

○議長（加藤光徳議員） 再提案でもう一回議会を開催するというので、そういう意見が多数ですか。はい、中嶋議員。

○6番（中嶋博幸議員） さすがにこれだけ間違っているのを認めろという、しかも資料がないまま、それは審議できないので、これだけの人がスケジュール調整して集まってやっているのに、いかななものかというのはありますけれども、ただこれは仕方がないと思います。再提案で、再提出。

○議長（加藤光徳議員） そういうご意見がございますけれど、提案したことなので、これについて採決するというのでよろしいですか。

ほかに、管理者でご意見ありますか。

○副管理者（坂本義次村長） よく調べてないんだけど、議会に提案するのが、款、項、目、節のどこまでだったかなと思っています。調べてないから言えない。説明欄だからとは思っています。ただ、それは法的なことは私は調べてないからこれではと言えない。議会に予算を提案するときに款、項、目、節を全部提案しなきゃいけないのかということが。確か、款、項じゃなかったっけ、議会に承認もらうのは。

○議長（加藤光徳議員） 副管理者。

○副管理者（河村文夫町長） 議決事項は本文の1条、2条、それから款ですね。だからそれをその数字を上げている部分の説明欄が間違えているということでもありますので、これは大変説明が説得力がないというのは事実です。しかしながら、議決事項というのは細目は入っておりませんので、それが確実であればそこで採決をしてもらおうと。さらに説明欄については精査

をして、きちんと後ほどやるというのが正当であるというふうに思っています。

○副管理者（坂本義次村長）　そうですね。だから本来は、議会の皆さんに数字を見て承認をいただくのは、款、項の段階だっかなと私は認識していますけれど、ただ、今は調べてありません。河村町長が言うように、やはり議決事項が款、項であるということならば、その数字に間違いがなければ数字的には問題ないということにはなります。ただ、こういう当然、目、節があつて説明もついているそのものが間違っていることは大変私も管理者として申し訳ないなと思つてはいますけれども、その辺の考え方だと思います。

○副管理者（河村文夫町長）　基本的な議決事項というのは説明書の前にある2枚がこれが議決事項です、基本的には。ただし、この議決をしてもらうためには説明しなければいけないわけですから、その説明書に多分な瑕疵があると。非常に説明としてはまずい、これは事実です。その辺は、ある意味では議決事項ではないけれども説明欄の部分で説明ができないから、皆さんに納得してもらえないということでございますので、一応提案してありますので、第1条、第2条含めた総括表が正しいということであれば、それは議決事項として正しいのではないかなというふうに私は思います。

その後の説明の不備等々については、これからどうしていくのかというのは、これは管理者がここできちつと説明をして、皆さんにご了解いただくというのが筋かなというふうに思います。

○議長（加藤光徳議員）　副管理者。

○副管理者（村木英幸市長）　議長のほうに運営についてはお任せいたします。

○議長（加藤光徳議員）　管理者。

○管理者（橋本聖二町長）　ただいま副管理者、河村町長からの説明をいただきました。款、項は議決事項となる項目であるということで、それを積み上げるべき説明欄のところに若干、数字の入れ違いがあつたり、皆さんのなかに大変ご迷惑をかけたような次第でございます。どうかひとつ、款、項の項目の金額についてのご承認ということで、あとの説明欄のところにつきましては後ほどよく精査をして、きちつとそれになるような数字を入れさせていただいて、再度ご提示をさせていただくということでご了解をいただければありがたいと、そんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、大変貴重なお時間をいただいて、本当にご迷惑をおかけしたことについては、管理者として大変心苦しく、また皆さん方に深くお詫びをする次第でございます。どうかそういう方法の中で、この組合の予算につきましてご承認をいただくようご了解をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加藤光徳議員）　改めて管理者から提案されました。この件について採決をいたしたい

と思います。

通告はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤光徳議員） 異議ありますので、採決いたします。

本案に対して、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長（加藤光徳議員） では、反対の方の挙手を求めます。

(反対者 挙手)

○議長（加藤光徳議員） よって、賛成が4人、反対が6人でございますので、この議案第5号は否決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第9 議案第6号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第6号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体であります福生病院組合が、令和2年4月1日付で「福生病院企業団」に名称を変更することに伴い、同組合規約の一部を変更するものでございます。

なお、同組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により構成団体の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることとされております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

なお、否決された部分につきましては、改めて提案ということになると思いますので、臨時会みたいな形で開く形になると思いますので、その節については、またご出席いただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして、令和2年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月19日

秋川流域斎場組合議会議長

秋川流域斎場組合議会議員

秋川流域斎場組合議会議員